

ドイツ学会終身会員規程

(目的)

第一条

日本ドイツ学会（以下「本会」）規約第七条1に基づき、長年にわたり本会の事業達成のために貢献をなした者を対象に、終身会員の制度を設ける。

(終身会員となる要件)

第二条

本会において35年以上活動し、満80歳以上の正会員は、理事会の承認を得て終身会員となることができる。

(終身会員の適用事項)

第三条

終身会員には、次の各号の事項を除いて正会員と同じ権利が認められる。

- (1) 理事選挙における選挙権ならびに被選挙権
- (2) 総会での議決権

(終身会員の資格喪失)

第四条

終身会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 本会の名誉を傷つけたことにより、理事会が資格を取り消すとき
- (2) 本人の申し出があったとき

(規程の改定)

第五条

この規程の改定は、総会の承認を必要とする。